

議会の動き



平成二十一年第四回臨時村議会が五月二十七日、また、第五回六月定例村議会が六月十一日から十九日まで、十日間の会期で開かれました。ここでは、その主なものを紹介します。

5/27 臨時議会

条例の一部改正

税条例の改正
 国民健康保険税条例の改正
 * 右の二件は、地方税法の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

給与

村議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正
 特別職の職員給与に関する条例の一部改正
 一般職員の給与に関する条例の一部改正

* 右の三件は、景気の悪化に伴い民間勤労者のボーナスが大幅に減額されている状況から、人事院勧告に準じて、六月支給の期末・勤勉手当を暫定的に凍結するものです。
特別職・議会議員

職員 ○・一五か月分
 ○・二か月分

補正予算専決

平成二十年度各会計補正予算（一般会計及び八つの特別会計）

* 平成二十年度各会計補正予算については、決算を見通して予算を計上したものです。なお、決算の詳細については、今後の広報せきかわでお知らせします。

平成二十一年度一般会計補正予算（第一号）

* 歳入歳出それぞれ千六百九十万円を追加し総額四十九億七千四百九十万円とするものです。

6/11~19 定例会

報告

助開川村自然環境管理公社の経営状況報告
 岩船地域土地開発公社の経営状況報告

* 右の二件は、平成二十年度の事業報告並びに収支決算、平成二十一年度の事業計画並びに予算について報告するものです。

平成二十年度一般会計継続

費に係る繰越額の報告
 * 平成二十年度の統合小学校建設事業費のうち、四億千九百万円を翌年度に繰り越すものです。

平成二十年度一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告

* 平成二十年度の国の二次補正予算分の定額給付金や地域活性化・生活対策臨時交付金に係る事業費のうち、二億九千七百八十八万円を翌年度に繰り越すものです。

平成二十年度国民健康保険開川診療所特別会計繰越明許費に係る繰越額の報告

* 一般会計の繰越明許費と連動しているもので、診療所のレントゲン装置を入れ替える予算を繰り越すものです。

条例の一部改正

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正
 職員の育児休業等に関する条例の改正

* 右の二件は、昨年度の人事院勧告に基づくもので、勤務時間を一日八時間から十五分短縮するものです。国や県、他市町村はすでに実施していますが、当村では九月一日から実施するものです。

国民健康保険条例の改正
 * 国の緊急小児化対策の一環として、出産一時金の支給額を、今年の十月一日から平成二十三年三月三十一日まで暫定的に引き上げるものです。

出産一時金支給額
 三十八万円 四十二万円

平成21年度補正予算

一般会計（第二号）

* 歳入歳出それぞれ四千三百万円を追加し総額五十億千六百二十万円とするものです。

国民健康保険事業特別会計（第一号）

* 歳入歳出それぞれ百四十万円を追加し総額七億九千九百四十万円とするものです。

農業集落排水事業特別会計（第一号）

* 歳入歳出それぞれ二百七十七万円を追加し総額一億千六百三十七万円とするものです。

財産の取得

関川小学校給食施設厨房機器の購入

契約金額
 三千七百五十九万円
 契約相手方

サカタ調理機株式会社
 （新潟市西区）